

令和2年4月16日
【内閣官房】

【概要書】

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言 の区域変更

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

《報告書の概要》

緊急事態措置を実施すべき区域を全都道府県とすることにより区域を変更することとしたため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第3項の規定に基づき、報告する。

- ・ 期間：令和2年4月7日（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県以外の道府県については、同月16日）から5月6日まで
- ・ 区域：全都道府県の区域

連絡先は省略。